

分野別の施策

1 消費者の信頼を確保するための施策

(1) 消費者意見の反映

ア 関係者による意見交換の推進

【現状】

腸管出血性大腸菌 157 に汚染した食肉製品など広域かつ大規模な食中毒の発生、更には、牛海綿状脳症（BSE）の発生及びこれに続く食肉等の偽装表示問題、指定外添加物の混入、輸入野菜からの残留農薬の検出、中国製ダイエット用健康食品による健康被害の発生や農作物への無登録農薬の使用等の事件・事故等により、食の安全・安心に対する県民の関心は、従来にも増して高まっています。

平成15年度中に制定される食品安全基本法においても、施策の策定に当たっては、施策に関する情報提供と意見を述べる機会をもち、意見交換を促進することとされています。

【課題】

現状では、食の安全に関して消費者、生産・製造者等関係者との意思疎通を図るための意見を反映する機会が少ないと言えます。

【対策】

消費者、生産・製造者等と県で行う施策の進行状況や食に関するリスク等について情報を提供するとともに、意見を交換して相互理解を深め、消費者の意見を施策へ反映するためのリスクコミュニケーションとして、タウンミーティングや意見交換会を積極的に実施するとともに、食品に関する各種相談窓口やホームページ等により情報収集と意見反映に努めます。

(ア)タウンミーティング・懇談会の開催（関係(課)室）

タウンミーティングの開催回数を増やすとともに、内容についても目的意識をもって充実を図り、地域に密着した情報提供、意見交換を図ります。

また、しずおか食の安全推進委員会関係部が連携し、テーマ毎に合同で消費者関係団体との懇談会を開催し、リスクコミュニケーションを図ります。

(イ)食の安全推進のための意見交換会の開催等（委員会事務局）

消費者や食品の生産・製造における関係者と県で行う施策の進行状況や食に関する

るリスク等について情報を提供するとともに、意見の交換を行い、相互の理解を深めるための機会を確保するために、食の安全推進のための意見交換会をはじめ、より多くの県民に食の安全・安心について理解を深めるためのシンポジウムや食品衛生サミットを開催します。

この他に、県政世論調査や各種アンケート等により、県民意見の収集・反映を図ります。

(ウ)食品衛生監視指導計画の策定（健康福祉部食品衛生室）

食品衛生監視員による監視指導について、現在政令により施設の累計ごとに回数を定める仕組みでしたが、県の実情に応じた重点的な監視指導計画を策定することとし、この策定にあたっては広く県民の意見を求めることとします。

【目標値】

業務内容		管理指標	実績	見込	目標	²² 目標
(ア)	タウンミーティング（関係(課)室合同開催等）	開催回数	11回	20回	23回	30回
	消費者関係団体との懇談会	開催回数 (対象団体数)	40% (5団体)	100%	100%	100%
(イ)	食の安全推進のための意見交換会（関係(課)室合同開催）	開催回数	2回 (見込)	2回	2回	2回
	食品衛生サミット	開催回数	1回	1回	1回	1回
(ウ)	監視計画の公表	頻度	-	計画策定	毎年度	毎年度

(2) 食の安全に関する情報提供・公開の推進

ア 食品等に関する情報の収集・提供

【現状】

食品に由来する事件・事故の発生等により、県民の食の安全に対する信頼は大きく揺らいでいる中、今後の食品安全行政については、消費者の健康保護を最優先に考えるとともに、リスク分析手法が導入されることとなっています。

【課題】

リスクコミュニケーションとして、県は関係機関と連携・分担し、食品の安全性を確保するための政策の策定・実施の過程で、情報の収集と分かりやすい説明の必要があります。

【対策】

消費者が安全で信頼できる食品を選択するための科学的な情報の収集・蓄積を図り、広報誌・ホームページ等により積極的かつ適切な提供に努めるとともに、生産者、製造業者等の食の安全に関する情報公開を促進し、また、食品の安全性に関する基本的知識について県民が理解を深めるための環境作りに努めます。

さらに、県民からの食品に関する情報提供に対して、迅速で適切な対応をとることにより、食品に対する不信感の解消を図ります。

(ア) 食の安全推進のための管理指標の公表（委員会事務局）

「しずおか食の安全推進のためのアクションプラン」に掲げる目標値のうち、各（課）室における管理指標を委員会に報告を行い、各年度の進捗状況を把握するとともに、広く県民へも情報を公表します。

(イ) 生産から消費に係る情報の収集・提供（関係（課）室）

生産から消費に至る過程における検査等の情報提供を広報誌の作成・配布、ホームページ等により積極的に推進します。

今後、ホームページ等により、食品取扱施設等に対する監視指導や食品等の検査結果並びに牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査結果等について積極的かつ適切な公表を行います。

(ウ) 相談窓口等による情報の収集（委員会事務局、生活・文化部県民生活室、健康福祉部食品衛生室）

しずおか食の安全推進委員会事務局（食品衛生室）に複数法律にまたがる食に関する相談及び安全情報の発信等に対応する総合的な相談窓口を設置します。

県民生活室と県内3県行政センターに設置している「食品表示不審情報窓口」や、

以下の既存の窓口を通じ、県民からの食品に関する情報提供に対して、迅速で適切な対応をとっていきます。

各保健所食品衛生担当課において、「食品衛生相談窓口」を置き、消費者からの食品に関する苦情や食品製造業者等からの相談等を受付けています。

さらに、平成14年8月から健康食品による健康被害に関する苦情・相談に対応するため各保健所食品衛生担当課に「健康食品相談窓口」を設置しました。

(I) 感染症・食中毒に関する情報提供（健康福祉部食品衛生室・疾病対策室）

県民の健康被害に直結する感染症や食中毒に関する情報として、感染症の発症事例や食中毒事件の発生情報及び県が発表する食中毒警報を、マスコミ等により広く情報提供していきます。

また、県内で発生した食中毒関連情報を取りまとめた冊子等を作成・配布します。

【目標値】

	業務内容	管理指標	実績	見込	目標	²² 目標
(ア)	管理指標の公開(関係(課)室共通)	頻度		毎年度	毎年度	毎年度
(イ)	生産から消費における検査情報等の提供(関係(課)室共通)	頻度		毎年度	毎年度	毎年度
	監視指導結果等の公表(関係(課)室共通)	頻度		随時	随時	随時
(ウ)	食の総合的な相談窓口設置	設置時期		設置予定	継続実施	継続実施
	「食品衛生相談窓口」	設置箇所	100% (全保健所)	100%	100%	100%
	「健康食品相談窓口」	設置箇所	100% (全保健所)	100%	100%	100%
(エ)	食中毒に関する情報提供	提供時期		随時	随時	随時

(3) 食品の安全に関する教育活動

ア 消費者等への各種講習会の開催

【現状】

食の安全性に対する関心が高まっている中で、消費者一人一人が食の安全を確保するためのシステムを自らの安心として実感できるよう、食の安全に関する諸制度等の理解を推進することが重要です。

【課題】

自ら考え行動する消費者を育成するため、家庭や地域等生涯学習の場において、食の安全を含めた消費者教育の一層の推進を図る必要があります。

【対策】

食品の安全に関する正しい知識を普及・啓発することにより、消費者が安全な食品を選択し、調理するための知識を身に付けるための各種講習会等を開催します。

(ア)一般消費者教育の推進（生活・文化部県民生活室）

自ら考え行動する消費者を育成するため、消費者ホーム講座（通信制・インターネット版）に、食の安全に関するカリキュラムを組み込み、食品の安全に関する教育を行うことにより、家庭や地域等生涯学習の場において、食の安全を含めた消費者教育の一層の推進を図ります。

(イ)消費者に対する講習会の開催（健康福祉部食品衛生室）

また、食品衛生の基本的な知識を消費者に普及することにより、食品からの危害を防止するとともに、県全体の食品関係事業者の衛生レベル向上を図るため、食品衛生消費者講座や消費者懇談会等を開催します。

【目標値】

	業務内容	管理指標	実績	見込	目標	22 目標
(ア)	消費者ホーム講座 （通信制）	受講人数	550 人 （見込）	550 人	550 人	550 人
	消費者ホーム講座 （インターネット版）	開催回数	6 回 （見込）	6 回	6 回	6 回
(イ)	消費者への講習会	開催回数	35 回	37 回	40 回	全市町村

イ 学校教育と連携した食育の推進

【現状】

子供の頃から「食」について考える習慣を身につけ、「食」の安全、「食」の選び方や組み合わせ方などを主体的に判断していくことができるようにするための「食育」を推進することが重要となっています。

また、平成14年9月に実施したアンケート結果においても、学校教育への食品の安全性に関する学習の導入について、91.4%の方が導入するべきと回答しています。
(参考資料 県政インターネットアンケート参照)

【課題】

現状では、県民に対して、食の安全に関する情報内容・情報量が、必ずしも十分ではありません。

また、最近の食に係る問題は複雑化しており、多方面からの働きかけが必要です。

【対策】

学校教育を通じて、子供のころから食品の安全性等に関する知識を養うための食育活動を推進します。

(7)朝から元気っ子育成事業(健康福祉部健康増進室)

子供が良い食習慣や生活リズムを身につけ、子供の健康づくりを支援するための体制や環境を整備し、研修会や普及啓発等の食育事業を推進します。

(1)食の安全・安心教育の実施(健康福祉部食品衛生室)

教育委員会と連携して学校教育を通じて、子供の頃から食について考える習慣を身につけ、安全な食品を選択するための知識を養うための食育活動を推進します。

(ウ)学校給食における学校・家庭・地域の連携推進事業(教育委員会体育保健課)

学校・家庭・地域の三者が連携して、学校給食を通じ、児童・生徒が生涯を通じ健康に過ごすための望ましい食生活のあり方について実践研究を行います。

【目標値】

業務内容		管理指標	見込	見込	目標	²² 目標
(ア)	食育推進のための連絡会の設置	設置数	3センター	全センター	半数の市町村	全市町村
	朝から元気っ子育成支援	実施市町村数	3市町	全センター	半数の市町村	全市町村
(イ)	食品安全教室(仮称)	実施回数	0回	30回	30回	30回
(ウ)	食育の実践研究	実施市町村数	1町	1市	継続実施	継続実施

(4) 食品表示の適正化の推進

ア 食品の正しい表示についての指導

【現状】

平成 13 年の未承認遺伝子組換え食品問題、平成 14 年以降の食肉の偽装表示事件、食品へのアレルギー物質の未表示事件など、食品表示に係る事件が次々に発生しました。

このような状況の中、「不当景品類及び不当表示防止法」が改正されることとなり、根拠のない強調表示の禁止、県知事の執行力の強化、罰則の強化等が盛り込まれることとなっています。

平成 15 年 1 月に総務省は「食品表示に関する行政評価・監視」の報告書において、全国 548 店の表示状況を調査したところ、生鮮食品の 11.5%、加工食品の 9.1%が JAS 法に基づく品質表示基準に違反し、加工食品の 1.6%が食品衛生法施行規則に違反した表示であったと報告しています。(参考資料 統計データ参照)

県では関係部局と情報の共有化を図るため、「静岡県食品表示適正化連絡調整会議」を平成 14 年 2 月 22 日に設置しました。

【課題】

食品表示は消費者にとって極めて身近で重要な問題であることから、これらの虚偽表示が再び行われることのないよう、食品表示の信頼確保に向けて製造・販売業者等における適正な表示の実施を徹底させる必要があります。

【対策】

このため、「食品衛生法」、「JAS法」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「計量法」等を遵守した正しい表示について周知・指導等を効果的に行い、製造・販売業者等における適正な表示の実施を徹底させます。また、関係部局が所有する指導等の情報を共有化します。

(ア) 食品衛生監視指導における表示適正化の推進(健康福祉部食品衛生室)

食品衛生監視員による監視指導の一環として、食品衛生法、健康増進法(旧 栄養改善法)等の関係法令に基づき、食品表示の適正化について指導していきます。

さらに、効果的・効率的な監視指導を目的として、関係部局と連携した食品表示に係る合同監視指導を行います。

(イ) 食品表示に関する巡回点検・指導の推進(生活・文化部県民生活室)

関係部局における情報の共有化と連携した対応を行うため、静岡県食品表示適正化連絡調整会議を定期的を開催します。

また、表示実態調査の実施と調査後の監視、指導や食品小売店を中心に巡回点検し、表示制度の定着や表示の適正化を推進します。

(ウ)緑茶適正表示徹底事業（農業水産部お茶室）

普及啓発のためのパンフレットの発行、荒茶・仕上茶工場への巡回指導及び工場での収去・店頭での買い取り調査等により緑茶の適正表示を徹底し、「静岡茶は安心・安全」であることを全国にPRします。

(I)きのご類等消費・流通促進対策事業費（環境森林部林業振興室）

JAS法におけるしいたけ品質表示内容の周知を図るとともに、商店等の巡回指導を農林事務所毎に実施します。

【目標値】

業務内容		管理指標	見込	見込	目標	²² 目標
(ア)	食品表示合同監視指導	監視指導件数	1,886件	2,000件	2,000件	2,000件
	製茶工場合同監視指導	監視指導実施率 (対象施設数)	-	24% (500工場)	24%	24%
(イ)	食品表示適正化連絡調整会議	開催回数	2回	2回	2回	2回
	食品表示実態調査・指導	調査・要指導件数	1,100件	300件	100件	100件
	食品表示巡回点検・指導	巡回点検・要指導件数	-	6,000件	500件	500件
(ウ)	不適正な表示商品の排除	不適正な表示割合	40%	0%	0%	0%
(I)	しいたけ品質表示内容指導	調査箇所	23箇所	24箇所	24箇所	24箇所

イ 食品表示適正化事業の推進

【現状】

食肉の原産地偽装事件に端を発し、食品表示の偽装事件が次々と発覚しています。

これら偽装表示事件の多発は、消費者の食品の安全や品質に対する信頼の崩壊を招いており、深刻な問題となっています。

【課題】

様々な偽装表示事件が表面化したきっかけは、多くが一般消費者や内部関係者からの情報提供によるものです。情報提供しやすい仕組みと消費者による日常生活での監

視が必要です。

【対策】

「食品表示不審情報窓口」の複数設置や「食の総合的な相談窓口」を設置し、広く消費者からの食品表示等に関する情報受付や相談等に対応します。

一般消費者へ「食品表示ウォッチャー」を委嘱し、日常生活での食品表示監視を行います。

(ア)食品表示に関する苦情・相談（委員会事務局）【再掲】

しずおか食の安全推進委員会事務局(食品衛生室)に複数法律にまたがる食に関する相談及び安全情報の発信等に対応する相談窓口を設置します。

(イ)食品表示適正化総合対策事業（生活・文化部県民生活室）

「食品表示ウォッチャー」を県下全市町村に委嘱・配置し、日常生活での食品表示監視を行います。

県民生活室と東部・中部・西部県行政センターに「食品表示不審情報窓口」を設置し、食品表示に関する不審な情報を受付けます。

【目標値】

	業務内容	管理指標	実績	見込	目標	²² 目標
(ア)	食の総合的な相談窓口設置	設置時期	-	設置予定	継続実施	継続実施
(イ)	食品表示ウォッチャー委嘱	配置市町村数 (委嘱人数)	74 市町村 (106 人)	73 市町村 (102 人)	全市町村 (100 人)	全市町村 (100 人)
	食品表示不審情報窓口設置	設置箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所

(5) 県産食品の信頼確保のための施策

ア 「顔の見える関係」の確立、地産地消運動の推進

【現状】

食と農の距離が拡大し、消費者の多くは食品の安全判断が難しくなっています。また、消費者は、新鮮で安心な食品及び県内の食情報の入手方法として、顔の見える関係づくりを求めており、県内各地で農産物直売所が設置運営されています。

さらに、食品加工・外食産業及び学校給食等において、商品の付加価値又は食育の観点から県産食材利用の動きがみられます。

このようななか、平成14年8月、しずおか地産地消推進協議会を設立し、農林水産物や食文化に対する理解促進及び関係業界の協働を図っています。

【課題】

生産者、製造業者等との「顔の見みえる関係」づくりを推進するためには、県民の地産地消運動への参加意識の醸成が重要であり、そのため、各組織の取組みが有機的に結び付くとともに、各地域において地産地消を推進する人材育成が必要です。

さらに、食に対する理解促進のための県民への食農教育と県内食材情報を積極的に提供していく必要があります。

【対策】

食品の安全確保に関して、消費者と生産者、製造業者等が相互の理解を促進し、「顔の見える関係」を確立するため、消費者や生産者、製造業者等が実施する交流会等の支援を行うなど、地産地消運動を進めるとともに、環境にやさしい農業生産を通じて、農薬等の使用量を抑え、安心な農産物を消費者に供給します。又、ホームページ等を通じて、県産食品の安全性に関する情報を積極的に消費者に提供します。

(ア) しずおか地産地消推進運動展開事業（農業水産部マーケティング室）

顔の見える関係を基本とした県民参加による「しずおか地産地消推進運動」を展開し、県民の豊かで安心な食生活を実現します。

- ・ しずおか地産地消推進協議会による地産地消運動の普及定着
- ・ 地域の生産から消費に至る地産地消実践システムの構築
- ・ ファーマーズマーケットの充実強化による地場野菜振興
- ・ キャンペーン活動による県産野菜の理解促進と需要拡大
- ・ 加工食品分野における地産地消の取組み促進
- ・ 食農学習推進スタッフの育成、児童やその母親を対象とした日本型食生活の理解促進
- ・ 本県特産品の認知度アップ

(イ)学校給食用牛乳の安定供給・衛生管理(農業水産部畜産振興室)

「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき、酪農の健全な発展と児童・生徒の体位・体力の向上のため、県内産牛乳の学校給食用への供給を図るとともに、そのために必要な衛生管理の推進に努めます。

【目標値】

業務内容		管理指標	実績	見込	目標	²² 目標
(ア)	しずおか地産地消推進運動展開事業	県産農産物を積極的に購入する人の割合 ^{*1}	42%	45%	60%	60%
(イ)	学校給食用牛乳の衛生管理	県産学乳供給率(供給量)	98% (13,353t)	100%	100%	100%

* 1 県産農産物を「よく購入する」と答えた人の割合を指標とする。
(県政モニターアンケート H13.9 実施分より)

イ 環境にやさしい農業生産の推進

【現状】

持続可能な農業生産を進めるため、農薬・化学肥料等の削減や有機物を利用した土づくり等の実施・普及が求められています。

一方、環境問題が叫ばれる中、県内の各市町村においては、ゴミの分別収集が徹底され、そのリサイクルも推進されています。

そこで、農業の持つリサイクル機能を活かし、食品廃棄物・作物残さ・家庭生ゴミ等の循環利用が求められています。

【課題】

しかし、環境に配慮した農業生産に対する意識は必ずしも高くなく、食品廃棄物等の未利用有機物資源の利活用が進んでいません。

【対策】

地域環境保全型農業を推進する市町村や農業団体の取組みへの支援及び地域環境保全型農業推進方策の策定とともに、食品廃棄物等の循環利用を図ることにより持続的農業を推進します。

(ア)持続的農業促進対策事業の推進(農業水産部研究調整室)

持続可能な農業生産を進めるため、持続性の高い農業生産方式を導入する農業者(エコファーマー)の認定推進を図ります。

農業が環境に与える負荷を軽減し、環境に配慮した農業生産の振興を図るため、安心・安全な農作物等を提供するための情報提供を図るとともに、減農薬、肥料のPRを行います。

(イ)環境にやさしいしずおか農業支援対策事業の推進（農業水産部研究調整室）

環境にやさしい農業生産を総合的に進めるため、地域の実情に即した事業を推進する市町村や農業団体の取り組みへの支援を図ります。

農薬・化学肥料等の削減や有機物を利用した土づくり等の実施・普及についての地域環境保全型農業推進方策を策定し、持続的農業を推進します。

(ウ)食品リサイクル施設等整備事業の推進（農業水産部研究調整室）

農業の持つリサイクル機能を活かし、食品廃棄物・作物残さ・家庭生ゴミ等を循環利用するための施設の整備費等を助成します。

【目標値】

業務内容	管理指標	実績	見込	目標	22 目標
(ア) 持続的農業の推進	エコファーマーの認定数	217 500 (見込)	700	継続的増加	継続的増加
	環境保全型農業方策策定市町村数	37 41 (見込)	45	継続的増加	全市町村
(ウ) 食品廃棄物等の循環利用	食品廃棄物等再生利用率	24% (実績)	継続実施	継続実施	30%

ウ 県産食品の安全情報の発信

【現状】

BSE問題に端を発した食品偽装事件等により、消費者の食品への信頼は大きく揺らいでいます。

消費者が食品を選択するための最大の情報源となる表示への不信が高まり、広域流通をする食品の安全情報を消費者がどこから入手すればよいのか模索しています。

【課題】

県産食品に対しても消費者の信頼度は低いことから、県産食品に関する情報発信の機会が少ないと言えます。

【対策】

県内に所在する食品製造業者団体等から構成される静岡県食品産業協議会では、県産食品に関する知識・情報を消費者に対して積極的に提供するために、懇談会・研修会を定期的開催するとともに、消費者・関連業界との意見交換を併せて実施します。

また、県産養殖生産物や浜名湖産貝類における検査結果等の安全情報を提供します。

(7) 静岡県食品産業協議会に対する支援（商工労働部地域産業室）

消費者や関連業界に対して食品知識の普及を図るとともに、時局にあった懇談会・研修会を開催し、変動する食品業界への情報提供を行う静岡県食品産業協議会に助成します。

(イ) 養殖生産物の品質・安全の普及（農業水産部水産資源室）

産地周辺を中心としたイベント開催あるいはイベント参加により、安全な養殖生産物の積極的なPRを図っていきます。

(ウ) 貝毒に関する情報の収集・提供（農業水産部水産振興室・食品衛生室）

浜名湖産貝類について、生産者、業界及び行政機関から構成する「浜名湖貝毒監視連絡会」により、その毒化状況を定期的に調査するなど監視体制を強化するとともに、毒化が認められた貝類の出荷自主規制措置をとっています。

また、貝の毒化を予知する技術を開発し、より迅速な対応と情報提供を図ることにより安全確保に努めます。

(I) 県産食品の検査情報の提供（健康福祉部食品衛生室）

県内で生産・製造される農産物や加工食品等の微生物学的・科学的検査を実施し、県産食品の安全確保を図るとともに、これらの検査結果については、広く県民への情報提供に努めます。

【目標値】

業務内容		管理指標	実績	見込	目標	²² 目標
(1)	養殖生産物イベントによるPR活動	開催・参加回数	3回	3回	4回	5回
(ウ)	貝の毒化モニタリング	貝毒検査	26回 (52検体)	継続実施	継続実施	継続実施
		貝毒プランクトン調査	24回 (7測点)	継続実施	継続実施	継続実施

2 生産から流通・消費における食の安全確保のための施策

(1) 生産段階における指導の強化

ア 農薬、動物用医薬品等の適正使用指導

【現状】

無登録農薬の使用問題から、農産物の安全性に対する不安が高まり、消費者は化学農薬・動物用医薬品を出来るかぎり使用しないよう求めています。

国は、農薬の販売業者のほか使用者責任も明確にするよう、農薬取締法が一部改正され、食品衛生法においても残留基準が設定されていない農薬等（動物用医薬品、飼料添加物を含む。）について、当該農薬等が残留する食品の流通等を原則として禁止する措置（いわゆるポジティブリスト制）を導入することとしています。

【課題】

農薬取締法並びに食品衛生法の改正内容の周知、徹底が必要です。

また、可能な限り化学農薬・動物用医薬品に頼らないような適正管理の推進とともに、環境リスクを低減した防疫体系の確立が求められています。

【対策】

これらのことから、安全・安心な農作物・畜水産物の生産を図るため、農薬・動物用医薬品について食品の安全性確保の観点から、残留モニタリング検査の実施や使用実態を把握するなど、安全使用基準等の遵守について指導を充実強化し、防疫体制を確立します。

監視・危機管理体制の整備、疾病の損耗防止、生産性向上対策、畜産物の安全性確保対策等の課題に対処するとともに、飼育環境の改善、畜産環境の整備、資源循環型畜産の確立等の総合的な対策を実施します。

また、指導にあたっては、HACCPの考え方を取り入れた生産衛生管理の導入について検討します。

(ア) 農薬の適正指導の推進(農業水産部研究調整室)

農薬の販売業者・使用者に対する指導・取締りの強化及び環境リスクを低減した病虫害防除体系の確立を推進します。

また、農薬の適正指導等の結果については、ホームページ等により県民への情報提供に努めます。

(イ) 畜産物の安全性確保のための検査・指導の実施(農業水産部家畜衛生室)

家畜の疾病の発生把握、生産衛生対策、動物用医薬品の適正使用を指導し、家畜伝染病に対する危機管理体制の整備を図るとともに、HACCP方式を生産段階へ導入し、

畜産物の安全性を確保します。

また、サルモネラ等の汚染のない衛生的な鶏卵の生産体制を確立するとともに、トリインフルエンザ等の人に影響を及ぼす疾病の発生動向を畜産農場側から調査します。

動物用医薬品の適正使用等の指導に当っては、関係部局との連携を図り、検査結果についてはホームページ等により県民への情報提供を推進します。

(ウ)水産用医薬品等の適正使用指導の推進(農業水産部水産資源室)

水産用医薬品の残留を防止するための養殖漁家への巡回指導および水産用医薬品適正使用説明会の開催等を通して、医薬品に頼らない適正飼育管理を推奨します。

巡回指導等の結果については、ホームページ等により県民への情報提供を推進します。

(イ)農畜水産食品の検査の実施(健康福祉部食品衛生室)

農畜水産食品の農薬・動物用医薬品検査を実施し、県内で生産または流通・販売するこれら食品の安全確保を図ります。

検査を実施するに当っては、関係部局との連携を密にし、効率的なサンプリングに努め、検査結果についてはホームページ等により県民への情報提供を推進します。

【目標値】

業務内容		管理指標	実績	見込	目標	²² 目標
(イ)	動物用医薬品販売業者への立入検査	立入検査実施率	100% (325店舗)	100% (325店舗)	100%	100%
	畜産物の抗生物質残留検査	抗生物質残留検出率(検体数)	0.8% (125検体)	0%	0%	0%
(ウ)	水産用医薬品対策指導(巡回指導)	業種別実施率	100%	100%	100%	100%
	水産用医薬品適正使用説明会	業種別実施率	100%	100%	100%	100%
	水産用医薬品残留検査	水産用医薬品残留検出率(検体数)	-	0% (18検体)	0%	0%

イ 関係法令等に基づく取締り・指導の徹底

【現状】

生産段階において、農水産物を生産する際に関連する法律として、「農薬取締法」や「食品衛生法」のほか、「肥料取締法」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」、「薬事法」及び「卸売市場法」等並びに関係条例があり、これらの法の趣旨に基づき、適正な生産管理・安定供給のため、生産者・使用者等への取締り・指導を行っています。

また、平成13年9月に牛海綿状脳症(BSE)が発生したことを受け、「牛海綿状脳

症対策特別措置法」の制定や、「家畜伝染病予防法」及び「と畜場法施行規則」の一部改正が行われました。

特に、BSEの発生予防及びまん延防止のため、「牛海綿状脳症対策特別措置法」の制定及び「家畜伝染病予防法」の改正が行われ、平成15年4月から24か月齢以上の死亡牛全頭についてエライザ法によるBSEスクリーニング検査が義務付けられました。

【課題】

本県においても安全・安心な生産を図るため、関係法令に基づき、食品の安全性確保の観点から防疫体制を確立するとともに、安全かつ安定的な畜水産物の供給により消費者の信頼を回復する必要があります。

【対策】

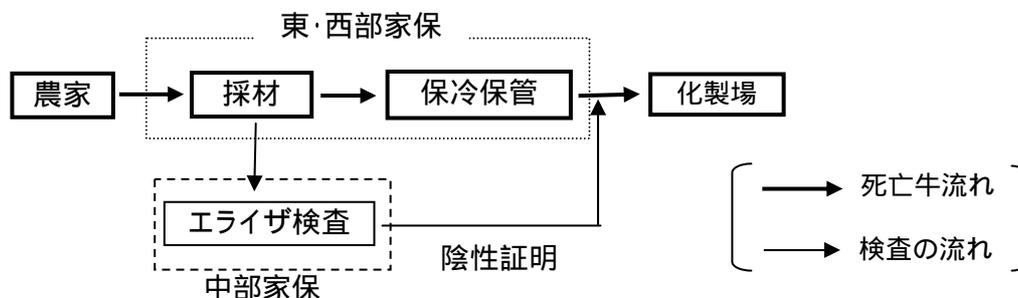
安全で安心できる牛肉の安定した処理体制の維持と牛海綿状脳症(BSE)検査の実施を行います。

「卸売市場法」及び「静岡県卸売市場条例」に基づき、卸売市場に対する指導検査等を行うとともに、水産食品の安全性確保のための研修会を開催します。

(7) 死亡牛に対する BSE 検査の実施(農業水産部家畜衛生室)

BSEの発生予防及びまん延防止のため、関係法令に基づき、平成15年4月から本県においても、24か月齢以上の死亡牛全頭について、以下のBSE検査体制により実施します。

・ BSE 検査体制



(イ) 農林水産物流通加工団体等への指導の推進(農業水産部マーケティング室・水産流通室)

「卸売市場法」及び「静岡県卸売市場条例」に基づき、県民に新鮮で安全な農林水産物を安定的に供給するため、卸売市場に対する指導検査等を行います。

また、水産食品の安全性確保のため、水産加工団体を対象とした衛生・品質管理等の研修会を開催します。

【目標値】

業務内容		管理指標	実績	見込	目標	²² 目標
(7)	死亡牛等 B S E 検査	対象牛検査実施率 (対象頭数)	86% (31/36 頭)	100% (1,090 頭)	100%	100%
(1)	青果卸売市場 指導・検査	指導・検査率 (対象市場数)	30% (23 施設)	35%	35%	35%
	水産物卸売市場 指導・検査	指導・検査率 (対象市場数)	14% (35 施設)	14%	14%	14%
	衛生・品質管理 研修会	開催回数	2 回	2 回	2 回	2 回

(2) 製造、加工、調理段階における監視指導の強化

ア 食品製造施設等へのHACCPシステムの導入普及促進

【現状】

小型球形ウイルスによる食中毒の発生や腸管出血性大腸菌 157 等依然として食中毒が多発していることから、その防止対策が求められるとともに、食品の製造、加工技術の高度化、食品の多様化、更には食品流通の広域化、輸入食品の増加など、食品の衛生管理は従来にも増して重要となっていることに加え、未承認添加物の使用や輸入食品における残留農薬問題などにより、食品・食品添加物の監視指導を充実強化が叫ばれています。

また、EU及び米国に輸入される水産食品については、輸出国の衛生当局による衛生証明書の発行が求められています。このことから、厚生労働省は、対EU・対米輸出水産食品を取り扱う施設にHACCP等の基準を設定し、施設認定の調査及び衛生証明書の発行を厚生労働省が認めた指名食品衛生監視員が行っています。

【課題】

食中毒・不良食品等の事例を踏まえ、監視指導の重点化を図っていくことが重要です。さらに、食品の安全確保を図るうえで、食品製造者自らの衛生管理が重要であることから、HACCPの考え方を取り入れた製造段階における事故防止を図る必要があります。

【対策】

HACCPの概念に基づいた自主衛生管理指導を強化するとともに、正しい食品衛生思想の普及啓発を行うことにより、食中毒の発生防止に努めます。

また、食品衛生監視指導においては、HACCPの考え方を取り入れた総合衛生管理製造過程や対EU、対米輸出水産食品対策の推進を図るとともに、科学的監視指導を推進します。

(ア) HACCPの考え方に基づく自主衛生管理の導入促進(健康福祉部食品衛生室)

HACCPシステムを食品製造施設へ助言できる食品衛生監視員を養成します。

食品製造施設への金融・税制面での優遇措置を謳った「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」を紹介します。

監視対象施設のHACCPシステムに基づく自主衛生管理の普及促進のため、HACCPの概念に基づく採点方式の監視指導の導入を検討します。

(イ) 食中毒防止対策の推進(健康福祉部食品衛生室)

監視指導・検査体制及び食品関係営業者自身による自主管理体制を強化するとともに、消費者への正しい食品衛生思想の普及啓発を行うことにより、食中毒の発生防止に努めます。

(実施内容)

消費者や関係業者への食中毒関連情報等の普及啓発やマスコミを通じた広報活動を行います。

宿泊施設や流通拠点等を対象とした効果的な集中監視指導や食品の検査等の食中毒対策を実施します。

食中毒発生時の疫学調査・病因物質の究明調査を実施します。

食中毒防止に係る研修会・専門委員会を開催します。

食中毒等食品事故情報処理システムの推進による国・都道府県と連携強化を図ります。

(ウ) 食品衛生監視指導対策の推進(健康福祉部食品衛生室)

食品衛生監視専門班及び食品衛生指導調査班による効果的で専門性を持った監視指導を行います。

食品衛生監視員の研鑽、技術の習得のための講習会及び担当者会議を開催します。

食品衛生に係る情報・資料の収集提供を行います。

(イ) 対EU・対米輸出水産食品対策の推進(健康福祉部食品衛生室)

対EU・対米輸出水産食品を取り扱う施設については、指名食品衛生監視員が施設認定の調査及び衛生証明書の発行を行っており、その後、継続的に立入検査を行います。

(オ) 科学的監視指導の推進(健康福祉部食品衛生室)

高速自動細菌測定装置等を取り入れた科学的監視指導の推進を図り、関係者に施設内の微生物を認識させ、説得力のある食品衛生監視指導を推進し、食中毒防止意識の高揚を図ります。

【目標値】

業務内容	管理指標	実績	見込	目標	²² 目標
(ア) HACCP普及推進	総合衛生管理製造過程承認食品数	36 食品	55 食品	65 食品	90 食品
(イ) 食中毒防止対策	人口 10 万人当たりの食中毒患者数の全国順位	21 位	18 位	15 位	10 位以内
(ウ) 食品衛生監視指導対策	食品衛生監視率 監視件数/施設	100% (104,403 施設)	100%	110%	115%

イ 学校,病院等集団給食施設への監視指導の実施

【現状】

平成 8 年度、腸管出血性大腸菌 157 による大規模な食中毒が全国的に発生したことに伴い、学校給食における一層の衛生管理の徹底を図ってきたが、平成 12 年 9 月に県内でも食中毒事故が発生しました。

【課題】

学校、病院等集団給食は、大量調理であるとともに体力・抵抗力の弱い児童、入院患者に対して行われるものであり、一旦食中毒が発生すれば大規模な被害が生じることから、衛生管理の徹底について一層取り組むことが必要です。

また、BSE 問題では、学校給食においても牛肉及び牛肉関連商品の使用自粛が相次いだことから、食品に対する正しい知識を持ち、今まで以上に衛生管理の充実を図る必要があります。

【対策】

大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく学校給食等集団給食施設に対する監視を強化します。

また、集団給食施設の従事者を対象として衛生管理の専門家等による研修会を開催して資質の向上を図るとともに、関係部局が連携して安全な食材確保のための調査研究を行い、食中毒・異物混入事故防止の徹底を図ります。

(7) 学校給食等集団給食施設に対する監視指導の推進(健康福祉部食品衛生室)

学校給食等集団給食施設に対する監視指導の推進のため、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく監視指導を実施するとともに、集団給食施設に対する監視実施施設数を増加させます。

(イ) 学校給食衛生管理研修会の開催(教育委員会体育保健課)

衛生管理の専門家による講義や分科会討議等の研修を持ち、学校給食従事員としての資質の向上に努め、食中毒・異物混入事故防止の強化徹底を図ります。

(ロ) 安全かつ安心な学校給食推進事業(教育委員会体育保健課)

学校給食において、安全な食材を確保するための効果的な実施体制の在り方について、学校(調理場)を中心として納入業者、生産者、検査機関等が連携して実践的な調査研究を行い、その成果の普及を図ります。

【目標値】

業務内容		管理指標	実績	見込	目標	²² 目標
(ア)	学校給食等集団給食施設に対する監視指導	監視率 ¹ (施設数)	109% (1,130 施設)	115%	125%	150%
(イ)	学校給食衛生管理研修会	実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回
(ウ)	安全かつ安心な学校給食の実施に関する調査研究	実施 市町村数	未実施	1 市	継続実施	継続実施

1 監視対象施設数に対する監視件数の割合を示す。

ウ 食品添加物の適正製造・適正使用についての指導の徹底

【現状】

平成7年の食品衛生法改正により、これまでの化学的合成品のみならず、天然香料等を除くすべての食品添加物は、厚生労働大臣が指定したものの以外の使用等はできなくなりました。

現在、指定添加物（化学的合成品）として340品目が指定され、また、従前から使用等されていた、いわゆる天然添加物については、既存添加物（489品目）として、その使用等が引き続き認められています。

これらの添加物については、最新の科学的知見に基づく再評価の実施や毒性及び食品添加物摂取量調査等を行い、その安全性の確保を図っています。

【課題】

平成14年、添加物製造施設において食品衛生法上認められていない物質を使用して香料を製造していたことが判明し、添加物の安全性が危惧されています。

【対策】

食品製造施設に対する監視指導の際に、食品添加物の適正使用、適正表示についても指導するとともに、食品の収去検査によりこれらの確認を行います。

平成14年度、緊急的に添加物製造施設の一斉監視指導を行いました。今後も引き続き、添加物製造施設への監視指導を実施します。

(ア) 添加物製造施設の監視指導の強化(健康福祉部食品衛生室)

県内の添加物製造施設において製造されている食品添加物の安全性を確認するため、当該施設の立入検査を実施し、原材料の使用状況、食品添加物及びその製剤の表示内容等の確認を行います。

また、食品添加物の適正な使用と表示を徹底するための講習会等を実施します。

(イ)食品製造施設に対する監視指導の強化(健康福祉部食品衛生室)

食品製造施設に対する監視指導の際に、食品添加物の適正使用、適正表示についても指導するとともに、食品の収去検査によりこれらの確認を行います。

【目標値】

業務内容		管理指標	見込	見込	目標	²² 目標
(ア)	添加物製造施設の監視指導	監視率 (対象施設数)	96% (83 施設)	100%	100%	100%
		違反件数	0 件	0 件	0 件	0 件
(イ)	添加物の適正使用の監視指導	監視率 (対象施設数)	124% (7,639 施設)	130%	131%	131%
		違反件数	15 件	13 件	10 件	5 件

エ 異物混入防止対策の推進

【現状】

大手乳業メーカーの大規模食中毒事件を機に、消費者の食品への不安感が増し、異物等の苦情事例が急増しており、平成 13 年度の保健所に寄せられた苦情処理件数のうち、異物混入によるものが最も多く、240 件(全件数の 28%)でした。

【課題】

しかし、異物混入の要因は、原材料、食品製造施設的环境・製造工程、人為的、保管流通、販売者・消費者の取り扱い等混入原因が多岐にわたり、食品製造業者自らの防止対策のみでは限界があると思われます。

【対策】

異物混入対策については、行政を含めた総合的な対策を図る必要があり、H A C C P に基づく衛生管理の導入推進や適切な情報提供を行います。

(ア) 異物混入防止対策の推進 (健康福祉部食品衛生室)

製造業者に対して、自主衛生管理の考え方から、各企業内に異物混入等に対応する安全対策委員会等の設置を促します。

ホームページ、広報誌等を用い消費者に対して、食品の異物に関する適切な情報を提供します。

消費者からの苦情に対して迅速に対応するため、食品衛生相談日(食品衛生室)、不審情報窓口(県民生活室)等の体制の充実を図ります。

【目標値】

業務内容		管理指標	実績	見込	目標	²² 目標
(ア)	異物混入防止対策の推進	異物混入苦情処理件数	155 件	140 件	120 件	100 件

オ 食物アレルギー対策の推進

【現状】

アレルギー物質を含む食品については、消費者の健康危害の発生を防止する観点から、食物アレルギーを引き起こすことが明らかになったもののうち、特に発症数、重篤度から勘案して必要性の高い5品目のアレルギー物質を含む食品について、これらを含む旨の表示が平成13年4月1日から義務化され、平成14年11月にアレルギー物質の検査方法が示されました。

【課題】

アレルギー物質の表示については、消費者への周知も不足しているだけでなく、製造者の理解も充分であるとは言えない状況です。

【対策】

アレルギー物質を含む食品の製造所の監視指導や食品の検査を行い、これらに対する安全確保を図ります。

(ア)食物アレルギー物質に係る監視指導・検査の実施(健康福祉部食品衛生室)

食品製造、販売施設への監視指導の際に、アレルギー物質の表示等について併せて監視指導を行います。

その際、食品製造業者に対し、原材料等の確認及び自主検査の実施を指導します。アレルギー物質を含む食品の検査を実施します。

【目標値】

業務内容		管理指標	見込	見込	目標	²² 目標
(ア)	アレルギー物質を含む食品の監視指導・検査	監視率 (対象施設数)	127% (8,210 施設)	130%	130%	130%
		収去検体数	0 検体	50 検体	50 検体	50 検体
		違反件数	-	0 件	0 件	0 件

カ 遺伝子組換え食品の安全性確保の推進

【現状】

遺伝子組換え食品については、平成13年4月1日から食品衛生法に基づく安全性

審査が法的に義務化され、また、併せて遺伝子組換え食品の表示が義務付けられました。

これを受けて、県では平成 13 年度、食品を製造・販売する 206 施設に立ち入り、表示検査及び製造状況の調査等を実施するとともに、県内の食品製造業者を対象に 46 検体の収去検査を実施しました。

【課題】

未承認の遺伝子組換え食品を含む加工食品が発見される等、県民の食品への不信・不安を招く一因となっています。

【対策】

今後も、遺伝子組換え食品の製造所への継続的な監視指導と遺伝子組換え食品の検査を実施することにより表示の適正化を図る必要があります。

(ア) 遺伝子組換え食品に係る監視指導・検査の実施(健康福祉部食品衛生室)

遺伝子組換え食品を含む食品の製造所について監視指導を行うとともに、遺伝子組換え食品に係る検査を実施し、その表示の適正化を図ります。

その際、食品製造業者へ対し、原材料等の確認及び自主検査の実施を指導します。

【目標値】

業務内容		管理指標	見込	見込	目標	²² 目標
(ア)	遺伝子組換え食品の監視指導・検査	監視率 (対象施設数)	127% (8,210 施設)	130%	130%	130%
		収去検体数	46 検体	50 検体	50 検体	50 検体
		違反件数	0 件	0 件	0 件	0 件

キ いわゆる健康食品の安全対策の推進

【現状】

中国産ダイエット用健康食品により、死亡を含む多くの健康被害事例が全国的に発生したことを受け、県では、食品衛生監視員と薬事監視員が県内の健康食品製造施設に合同で立ち入り、医薬品成分等の混入実態等の調査を実施しました。

また、県民からの健康食品による健康被害に係る苦情・相談に対応するため、各保健所食品衛生担当課に「健康食品苦情・相談窓口」を設置しました。

厚生労働省では、こうした状況を踏まえ、健康食品・無承認無許可医薬品による健康被害発生時の未然防止のための体制整備及び健康被害発生時の被害拡大防止のための対応手順を定めた「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」を平成 14 年 10 月に策定しました。

【課題】

継続的な監視指導と健康食品に係る苦情・相談に対する適確な対応が必要です。

【対策】

今後も県民の健康被害の防止を図るうえから、関係機関と連携を取り、適切な対策をとっていく必要があります。

(ア)いわゆる健康食品に係る監視指導・検査の実施(健康福祉部食品衛生室)

関係機関と連携を取り、県内の健康食品製造施設に立ち入り、流通の実態を把握するとともに、医薬品成分等の混入実態等の調査を実施します。

健康食品苦情・相談窓口において、受け付けた事例への適切な対応をとります。

医薬品成分等の混入が疑われた食品について、医薬品成分の混入の有無を検査します。

(イ)医薬品類似食品試買検査の実施(健康福祉部薬事審査室)

いわゆる健康食品のうち、市販されている医薬品類似食品について、試買するとともに、効能・効果を表示しているものや医薬品成分を含有しているものなどの無承認無許可医薬品の排除に努めます。

(ウ)医薬品類似食品適正化検討連絡会の開催(健康福祉部薬事審査室)

いわゆる健康食品のうち、医薬品類似食品に関する事例検討や情報交換を行うため、保健所、県行政センター、薬剤師会、マスメディア代表者等から構成する「医薬品類似食品等適正化検討連絡会」を開催し、関係行政機関、関係団体等の共通認識及び情報の共有化を図ります。

【目標値】

業務内容		管理指標	実績	見込	目標	²² 目標
(ア)	健康食品製造所の監視指導	監視率 (対象施設数)	100% (63施設)	100%	100%	100%
	医薬品成分等の混入が疑われる食品の検査	検査件数	10 検体 (見込)	10 検体	10 検体	10 検体
	医薬品成分等の調査	混入件数	0 件	0 件	0 件	0 件
(イ)	医薬品類似食品試買検査	試買件数	60 件	60 件	60 件	60 件
		違反件数	7 件	0 件	0 件	0 件
(ウ)	医薬品類似食品等適正化検討連絡会の開催	開催回数	1 回	1 回	1 回	1 回

ク 牛海綿状脳症（ＢＳＥ）検査を含む、と畜検査及び食鳥検査体制の徹底

【現状】

現在、家畜・家禽を取り巻く状況として飼育形態の変化、海外からの疾病の進入や残留有害物質等の問題があります。

また、と畜場法政省令の一部改正が施行され、牛等の大動物については平成 12 年度から、豚等の小動物については平成 14 年度から施設基準と管理運営基準に対応することとされました。

さらに、平成 13 年 10 月 18 日から、と畜場において処理されるすべての牛について、エライザ法によるＢＳＥスクリーニング検査を実施しています。

【課題】

と畜場法政省令の一部改正に伴い、と畜場の設置者等が講ずべき衛生管理基準等への対応等について、と畜場をはじめ、食肉等関連施設の微生物汚染防止対策を強化する必要があります。

現在、全国で 7 頭の牛海綿状脳症（ＢＳＥ）感染牛が発見されており、また、その疫学についても未だ不明な点が多く、安全性は確立していません。

【対策】

県は、家畜・家禽の疾病排除を図り、これらが食肉等として加工・流通しないように努めます。

と畜・食鳥検査体制の一層の充実強化を図るとともに、関係者に対して適切な情報提供と普及啓発を推進します。

さらに、県民への不安解消を目的として、ＢＳＥスクリーニング検査の確実な実施を徹底するとともに、適切な情報提供に努めます。

(ア)と畜・食鳥検査業務の実施(健康福祉部食品衛生室)

と畜・食鳥検査業務は、「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、と殺、解体する獣畜について疾病の有無を検査するとともに、高度検査機器の整備を行い、食肉に起因する残留有害物質等を検査・排除し、食肉・食鳥肉の安全確保に努めています。

また、と畜場・食鳥処理場管理者に対し、と殺・解体処理施設の衛生管理を指導し、衛生的な食肉・食鳥肉を県民に供給します。

と畜場・食鳥処理場の衛生管理の強化

- ・ 食肉・食鳥肉の微生物汚染防止を図るため、と畜場における構造設備基準及び衛生管理基準の円滑な導入を指導するとともに、枝肉等の微生物学的評価及び関係者に対する衛生教育を実施し、衛生管理体制を強化します。
- ・ と畜場・食鳥処理場における H A C C P の概念に基づく衛生管理の導入を推進します。

と畜検査・食鳥検査体制の充実強化

- ・ 残留有害物質やウイルス検査等に対応するため、高度検査機器の整備を行うとともに、試験検査の信頼性を確保します。
- ・ 新たに、ストップ・ザ・残留有害物質として、食肉衛生検査所における動物用医薬品等の検査について、充実強化を図ります。

- ・ 食肉・食鳥肉由来の食中毒や残留有害物質等に関する調査研究の充実を図ります。
- ・ と畜検査・食鳥検査データを有効活用するため、生産者及び関係機関との情報連絡体制を推進します。
食肉衛生の普及啓発
- ・ ホームページ等による食肉衛生情報の提供に努めるとともに、消費者等に対する講習会を通じて食肉に対する正しい知識の普及とリスクコミュニケーションを推進します。

(イ)牛海綿状脳症（BSE）検査の徹底(健康福祉部食品衛生室)

BSEスクリーニング検査の実施徹底

- ・ 食肉衛生検査におけるBSEスクリーニング検査を継続することにより食肉の安全確保に努めます。
衛生的な食肉処理の充実
- ・ 各食肉センターに対し、牛解体処理における背割り前の脊髄除去等汚染防止対策の推進を図ります。
適切な情報提供の推進
- ・ 消費者の食肉等に対する不安を解消するため、パンフレット、ホームページを活用した積極的な情報提供・公開に努めます。

【目標値】

業務内容		管理指標	実績	見込	目標	²² 目標
(ア)	食鳥処理場立入検査 頻度	大規模食鳥処理場	2回/月	3回/月	3回/月	4回/月
		認定小規模食鳥処理場	3回/年	2回/年	2回/年	2回/年
	と畜場等の衛生管理 教育・講習会	実施回数	33回	35回	40回	50回
	消費者等への講習会 開催	実施回数	2回	4回	6回	12回
(イ)	BSE対策の推進	スクリーニング検査実施率	100%	100%	100%	100%

ケ 農林水産物の簡易加工・販売を行う場合の安全確保を図るための指導の徹底

【現状】

農林水産物の簡易加工のうち、ひもの、鰹節等の水産加工品は、本県の特産品でもあり、全国的に流通するものも多く見られます。

【課題】

農水産物の簡易加工、販売行為は食品衛生法の営業許可の範疇にないことから、こ

れまで十分な把握と指導がなされていませんでした。

生産から消費までの食の安全を確保するためには、これら食品についても把握する必要があります。

【対策】

水産加工品への酸化防止剤等の添加物の適正使用・適正表示など、農林水産物の簡易加工施設への監視指導を強化するとともに、衛生講習会等による普及啓発を推進します。

(ア)農水産物の簡易加工・販売施設の安全対策の推進(健康福祉部食品衛生室)

農林水産物の簡易加工施設への監視指導の強化

- ・ 監視指導を通じて、施設数や製造方法等の情報を収集し、実態の把握を行うとともに、営業許可施設に準じた衛生指導を実施します。

農林水産物の簡易加工施設への普及啓発の推進

- ・ 各業種別に食品の衛生的な取扱い等の衛生講習会を実施します。

(イ)緑茶関連施設への合同監視指導の実施

(健康福祉部食品衛生室・農業水産部お茶室) 【再掲】

効果的・効率的な監視指導を目的として、関係部局と連携し荒茶・仕上茶工場への巡回指導及び工場での収去・店頭での買取り調査等による合同監視指導を行い、緑茶の適正表示と安全確保を図ります。

【目標値】

業務内容		管理指標	見込	見込	目標	²² 目標
(ア)	農水産物の簡易加工・販売への指導の徹底	許可外食品製造業・販売業監視件数	19,895 件	20,000 件	22,000 件	23,000 件
(イ)	製茶工場合同監視指導	監視指導実施率 (対象施設数)	-	24% (500 工場)	24%	24%

(3) 流通段階における監視指導の強化

ア 輸入食品・県外食品等の監視、検査の実施

【現状】

静岡県の食料自給率(カロリーベース)は、約 18%であり、食品の多くは県外から供給されている。そのうち、輸入食品はカロリーベースでわが国の約 60%に達するとともに、輸入先も世界各地に広がり多様化が進んでいます。

中国産の野菜からの残留農薬問題やダイエット用健康食品事件等により、輸入食品への消費者の関心が高まっています。

【課題】

輸入食品の取扱業者の把握、監視指導はこれまで十分に行われてきませんでした。

現在予定されている食品衛生法の見直しにおいて、国・地方公共団体の責務が明確化され、輸入食品は国の責務として、検査の実施を図るための体制の整備、国際的な連携の確保、地方公共団体に対する技術的援助等に努めることが規定されることとなりました。

中国産の野菜からの残留農薬問題やダイエット用健康食品事件等により、輸入食品への県民の関心が高まっていることから、試験検査を充実し輸入食品の安全性を確保する必要があります。

【対策】

県では国との役割分担の中で、国・各自治体との連携を図るとともに、効果的・効率的な検査体制を確立します。

(7) 輸入食品の監視、検査の実施(健康福祉部食品衛生室)

輸入食品に係る情報収集と監視指導の強化

- ・ 輸入食品の流通状況等に関する国等からの情報を収集するとともに、輸入食品の取扱い施設等に対する監視指導を強化します。

検査体制の整備と検査の充実

- ・ 輸入食品について検査体制を整備し、残留農薬、食品添加物等の検査を充実して安全確保を図ります。

(1) 県外食品の監視、検査の実施(健康福祉部食品衛生室)

県内に流通する食品について、食品衛生法等の関係法令に基づき、食品衛生監視員による不適正な食品の流通・販売の監視指導を行います。

また、県内を流通する食品の安全性を図るため、流通拠点や食品販売店における食品の収去検査を行い、違反食品、不良食品の排除に努めます。

【目標値】

業務内容		管理指標	見込	見込	目標	²² 目標
(7)	輸入食品取扱施設等の監視の実施	監視率 (対象施設数)	84% (38 施設)	100%	100%	100%
	輸入食品等の収去検査の実施	検体数	255 検体	265 検体	285 検体	300 検体
		違反件数	0 件	0 件	0 件	0 件

(4) 生産から流通段階におけるトレーサビリティシステムの構築

ア 畜産物のトレーサビリティシステムの推進

【現状】

牛海綿状脳症(BSE)の発生とこれに続く食肉等の産地偽装問題を始めとする数々の食品に係る事件等から、消費者は食品の安全性に対して大きな不安を抱いています。

これを機に、牛肉のトレーサビリティシステムの構築を求める声が高まり、これを受けて、全国的に体制の整備が進められてきました。

平成14年3月末までに、1頭毎に重複することのない唯一の10桁の番号(家畜個体識別番号)が付された耳標を県内飼養牛全頭に装着し、生産段階(牛の出生からと場まで)のトレーサビリティが可能となりました。

また、平成13年9月に実施したアンケート結果においても、トレーサビリティの必要性について、90.3%の方が必要と回答しています。(参考資料 県政インターネットアンケート参照)

【課題】

と畜場から牛肉小売店までの牛肉流通段階でのトレーサビリティシステムは確立していません。

【対策】

生産から消費者まで一貫した牛肉のトレーサビリティシステムの構築を推進します。

また、飼料給与情報等の付加価値情報を消費者へ提供するシステムの導入を促進します。

(ア) 畜産物のトレーサビリティシステムの推進(農業水産部家畜衛生室)

家畜個体識別システムの円滑な稼動を推進するとともに、牛肉のトレーサビリティシステムを構築し、あわせて、県内飼養肉牛の飼料給与情報等をホームページに公開することにより、消費者に安全・安心を提供し牛肉の消費拡大を図ります。

【目標値】

業務内容		管理指標	実績	見込	目標	22 目標
(ア)	家畜個体識別システムの円滑な稼動推進	牛個体識別耳標の装着・情報入力実施率	100%	100%	100%	100%
	消費者へ牛の飼料給与情報等を提供するシステムの導入	県内肉牛飼養頭数に対する飼料給与情報等提供実施率	-	11%	60%	100%

イ 農・水産物のトレーサビリティシステム構築の検討

【現状】

牛海綿状脳症（ＢＳＥ）の発生と、これに続く食肉等の産地偽装問題を始めとする数々の食品に係る事件等から、消費者は食品の安全性に対して大きな不安を抱いており、トレーサビリティ等、生産情報の積極的な開示が期待されています。

【課題】

農林水産物は情報量が多く、流通が複雑なため、不特定多数の消費者に対する正確な情報伝達は難しく、これまで生鮮物の履歴を店頭において明らかにする取り組みは、一部の有機農産物・特別栽培農産物を除き、実施例はありませんでした。

【対策】

農・水産物や加工食品における生産から流通・消費段階に至るトレーサビリティシステムの導入を促進することにより、食品の安全性に対する県民の不安解消を図ります。

(ア)加工食品へのトレーサビリティシステム導入指導(健康福祉部食品衛生室)

トレーサビリティシステムのための研修会の実施

- ・ 食品の製造・加工段階におけるトレーサビリティシステムの導入を推進するための研修会を開催し、普及啓発を図ります。

トレーサビリティモデル事業の推進

- ・ モデルケースとして加工食品の製造施設へトレーサビリティシステムの導入について検討します。

(イ)食の生産情報開示の促進(農業水産部マーケティング室・水産流通室)

青果卸売市場と県内食品小売業との連携により、店頭における生産情報開示の実践モデルを構築し、消費者に商品の履歴等を明らかにするとともに、流通段階における情報開示を促進します。

また、水産物についても、漁獲・流通段階における情報開示を促進します。

(ウ)茶のトレーサビリティシステムの普及啓発(農業水産部お茶室)

県内産の茶について、トレーサビリティシステムの構築を支援し、消費者に安全な茶を安心して飲める環境を提供します。

【目標値】

業務内容		管理指標	実績	見込	目標	22 目標
(イ)	店頭における流通情報開示(青果物)	モデル数	-	6ヶ所	18ヶ所	県内外小売店における流通情報開示の促進
	店頭における水産物漁獲・流通情報開示	モデル数	-	2ヶ所	2ヶ所	県内外小売店における漁獲・流通情報開示の促進
(ウ)	茶のトレーサビリティシステムの普及啓発	システム導入荒茶工場数	検討組織の立上げ	支援事業の実施	支援事業の実施	支援事業の実施

(5) 試験検査体制の充実強化

ア 検査機器の整備と検査の信頼性確保の充実強化

【現状】

近年、腸管出血性大腸菌 O157 や S R S V などの新興の有害微生物や国内での使用が認められていない添加物、ダイホルタン等の農薬等、有害物質の違反事例が多発しています。

さらに、最近ではアレルギー物質が問題となり、食品にそれらを含む旨の表示を義務付ける制度も施行されました。

また、新しい食品に係る技術として遺伝子組換え食品が開発され、これに係る表示制度も施行されたところです。

【課題】

アレルギー物質、遺伝子組換え食品等新しい物質を検査するための機器整備するとともに、新しく導入された検査法についてもその検査の信頼性を確保する必要があります。

【対策】

老朽化した検査機器の更新、新たな検査機器の導入については、年次計画を定め推進するとともに、検査制度の信頼性を確保するために精度管理の充実を図ります。

また、有害物質対策として、重点的な検査対象を定め、検査を実施します。

(ア)有害微生物・有害物質等の検査機器整備(健康福祉部食品衛生室・薬事企画室)

環境衛生科学研究所微生物部・医薬品生活部、保健所試験検査課及び食肉衛生検査所における検査体制の充実強化を図るため、分析機器等の整備を実施します。

(イ)食品の収去検査(健康福祉部食品衛生室)

県内で製造された食品及び県内を流通する食品の安全性について、以下の項目など微生物学的並びに化学的に点検することにより、違反食品、不良食品の排除に努めます。

検査を実施するにあたっては、関係部局と情報連絡会等により、連携を密にし、効率的・効果的な検査に努めるとともに、検査結果についてはホームページ等により県民への情報提供を推進します。

(主な検査項目)・食品添加物

- ・腸管出血性大腸菌(157、O26)、腸炎ビブリオ
- ・環境汚染物質(水銀 等)
- ・エンテロトキシン
- ・アフラトキシン
- ・内分泌かく乱化学物質(ビスフェノールA 等)

(ウ)ストップ・ザ・残留有害物質（健康福祉部食品衛生室）

残留有害物質対策として、残留農薬・動物用医薬品・食物アレルギー物質等を重点的な検査対象項目とします。

特に農薬・動物性医薬品については、農業水産部との連携を図り、生産サイドからの使用状況等の情報提供に基づき、使用頻度の高い品目を優先的に検査対象とするよう努めます。

また、検査結果については、積極的にホームページ等により、広く県民へ情報提供を行います。

(I)食品検査施設における精度管理の実施(健康福祉部食品衛生室・薬事企画室)

食品の検査において、正確で適正な検査成績を維持するため、検査精度の信頼性を確保するために精度管理を行います。

検査業務とは独立した専従職員による内部点検の実施

外部の検査機関に依頼し、検査精度を確認する外部精度管理の実施

外部専門家による外部査察の実施

最新の情報や検査法の検討等のための職員研修会の開催

【目標値】

業務内容		管理指標	実績	見込	目標	22 目標
(イ)	食品の収去検査	検体数	3,459 検体	3,500 検体	3,500 検体	4,000 検体
(ウ)	ストップ・ザ・残留有害物質	残留農薬検査検体数	78 検体	100 検体	110 検体	135 検体
		動物用医薬品検査検体数	281 検体	290 検体	300 検体	300 検体
		アレルギー物質検査検体数	0 検体	50 検体	50 検体	50 検体
(I)	食品検査施設における精度管理の実施	内部点検	52 回	52 回	52 回	52 回
		外部精度管理	35 検体	35 検体	35 検体	35 検体
		外部査察	1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年

(6) 食品の安全に係る調査研究の実施

ア 化学物質等の残留・有害微生物の実態等の調査研究

【現状】

近年、食品流通の国際化が進み、生鮮食品についても海外から航空貨物を利用して空輸されるようになってきています。成田空港や大阪新空港の食品検疫においても、その数が多いことから、すべての食品を検査するわけではなく初回輸入時に検査を受けたものは、以後は書類審査のみで通関してしまうものが少なくありません。

平成14年の中国産輸入農産物に端を発した残留農薬問題や無登録農薬問題等が顕在化してきています。こうした中、厚生労働省は食品中の残留農薬については、過去10年間に約200農薬に基準設定を行ってきましが、近年の農薬をめぐる諸問題の発生を受けて、今後3年間でさらに200農薬の基準設定を行うとともに、ポジティブリスト制を導入することとしています。

【課題】

その一方、告示されているこれらの農薬の分析方法(公定法)は個別分析が多く、現在でも100種類以上の分析が必要となり、全項目の分析は現実的には不可能であることから、化学物質の検査においては、新たな分析手法を積極的に導入して、より効率的で精度の高い一斉分析法を開発していく必要があります。

また、海外では、微生物等で汚染された生鮮食品を原因とする各種感染症の発生が増加傾向を示していることから、これら感染症の国内での発生も危惧されるところであります。

【対策】

化学物質の検査においては、高速溶媒抽出法等新たな分析手法を積極的に導入して、より効率的で精度の高い一斉分析法を開発していきます。

有害微生物対策としては、県内に流通する輸入された生鮮食品を含めた食品汚染状況のモニタリング検査を実施する。この結果を基に生鮮食品のリスク評価を実施し、管理マニュアルを作成し、食品媒介感染症の予防対策を構築します。

(7) 食品中の残留農薬を中心とした多成分一斉分析法の開発

(環境衛生科学研究所(医薬品生活部))

高速溶媒抽出法等新たな分析手法を積極的に導入して、より効率的で精度の高い残留農薬一斉分析法を開発します。

(1) 食品媒介感染症の予防対策に関する事業(環境衛生科学研究所(微生物部))

県内で市販されている野菜・果物、特に無農薬・有機農法により栽培された野菜・果物や海外から輸入される野菜・果物を対象として、食品汚染菌(赤痢菌、サルモネラ、リステリア、エルシニアなど)の汚染状況を調査し、その結果を基礎として

加熱しないで食べる野菜・果物のリスク評価を行い、管理マニュアルを作成し、今後、これらを活用し細菌性食品媒介感染症の予防対策を検討します。

(ウ)感染症発生動向調査における検査分析（健康福祉部疾病対策室）

感染症発生動向調査における病原体定点（医療機関）提供の患者由来検体の検査分析及び感染症発生時の積極的疫学調査により採取した検体の検査分析を行ううえで、病原体定点に対し、積極的な検体提供を呼びかけ、全県の発生動向を監視できる体制を整えます。

【目標値】

業務内容		管理指標	実績	見込	目標	²² 目標
(ア)	食品中の残留農薬を中心とした多成分一斉分析法の開発	分析可能項目数	60 項目	80 項目	110 項目	180 項目
(イ)	食品媒介感染症の予防対策に関する事業	検体数	未実施	調査実施	100 検体	
(ウ)	感染症発生動向調査病原体調査	分析件数	100% (300 件)	100%	100%	100%

イ 県内地場産品等の保健機能食品としての調査研究

【現状】

近年、県内においても高齢化が進み、消費者ニーズに合わせて食品の多様化、個性化が進展する中、食品の新分野として保健機能食品が注目され研究開発が活発化しています。

これら保健機能食品は、生活必需品でもあるため、景気の低迷にも左右されることなく、比較的安定した需要を維持しています。

【課題】

遺伝子組換え食品の誕生や食中毒を始めとする食品事故、偽装表示事件等の発生により、消費者の安全性への信頼が揺らいでいます。

【対策】

地場産品の成分分析調査を実施し、保健機能食品分野においても地産地消化を推進します。

(7) 自主管理体制の推進の支援

ア 食品営業者, 食品生産団体等の自主管理体制確立支援

【現状】

食品衛生法の改正に伴い、食品営業者の責務として、自主的な食品の安全性確保に努め、飲食に起因する危害の発生を防止する責務を有すると規定されることとなりました。

(社)静岡県食品衛生協会は食品営業者の中から食品衛生指導員を養成し、地域の食品営業者・消費者との連絡調整や営業施設の指導等を行っています。また、県はこの指導員の中から食品衛生推進員を委嘱し、正しい知識を持って自主管理を推進するリーダーを養成しています。

【課題】

食品の安全を確保する上で、食品営業者自らがその責務を適切に果たすことが重要です。

農薬問題等を背景に、食品に対する消費者の信頼が揺らいでいます。

【対策】

県は、食品営業者、生産団体等に対して、食品の安全確保に関する自主管理体制の整備に必要な情報の提供や指導を行うことにより、食品の安全確保のための自主管理の確立を支援します。

また、生産団体等が行う農産物の安全性を確保、確認するための徹底した対策を支援し、県民に、安全で安心な農産物を提供します。

(ア) 食品衛生指導員・推進員活動事業（健康福祉部食品衛生室）

営業者による食品衛生の自主管理の推進を図るため、引き続き食品衛生指導員活動を促進するとともに、食品衛生法に位置付けられた食品衛生推進員制度を継続することにより、食中毒の発生防止と地域における食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進します。

(イ) 静岡茶安心安全強化対策事業（農業水産部お茶室）

茶園管理から荒茶・仕上茶工場、流通過程に至るまで、連結した衛生管理システムを構築するとともに、衛生管理システムを達成したものに対しては、「クリーン認証制度」を確立します。

(ウ) 安全・安心青果物推進業務（農業水産部みかん園芸室）

消費者の視点に立った青果物の販売流通システム構築のための取組みとして、団体が行う栽培履歴作成推進及び安全確認体制整備等の活動を支援し、消費者からの

信頼を得る産地づくりを推進し、青果物産地の維持強化を図ります。

(I) 農業検査等体制整備事業費助成（農業水産部研究調整室）

県産青果物等の安全、安心に係る消費者の信頼の回復を図るために、静岡県経済農業協同組合連合会が自主的に行う残留農薬分析検査に要する機器類の整備に対し助成を行います。

【目標値】

業務内容		管理指標	実績	見込	目標	²² 目標
(ア)	食品衛生指導員活動事業	延べ指導員数	7,523名	7,600名	7,600名	7,600名
		延べ指導施設数	68,125件	70,000件	70,000件	70,000件
	食品衛生推進員活動事業	推進員数	474名	450名	450名	450名
		指導件数	76,953件	72,000件	72,000件	72,000件
		相談件数	5,000件	4,600件	4,600件	4,600件
(イ)	衛生管理マニュアルの導入	茶園管理	-	100% (全茶園)	100% (全茶園)	100% (全茶園)
		荒茶工場衛生管理	-	50% (1,500工場)	100% (全工場)	100% (全工場)
		仕上茶工場衛生管理	-	-	100% (500工場)	100% (全工場)
	「クリーン認証制度」の確立	認証件数	-	-	50件	1,000件
(ウ)	安全・安心青果物推進業務	野菜生産量	311,955t	305,000t	295,000t	280,000t
		1人当たり野菜消費量	101.0kg	103.0kg	105.0kg	109.5kg
		県内自給率	42.8%	42.8%	42.9%	43.0%
		認定農業者数	1,675戸	1,720戸	1,790戸	1,900戸
(エ)	農業検査等体制整備助成	検査検体数	-	600件	1,200件	1,200件

イ 食品製造業に対するH A C C Pに基づく奨励制度の推進

【現状】

食品製造における衛生管理手法の一つであるH A C C Pは、アメリカやE U諸国に水産加工食品を輸出する際に必須の管理法であり、さらに国内でも5つの業種を対象とした厚生労働大臣の承認制度も確立されています。

大手ファーストフードメーカーやスーパーにおいてもこのH A C C Pが普及し、納入業者として登録する条件にまでなっています。

【課題】

H A C C Pを導入するためには、食品衛生に対する高度な知識が必要となり、また、施設改善のための経費も必要となることから、食品製造業者が容易に導入することは困難です。

【対策】

H A C C Pに基づく衛生管理手法の普及啓発を図るため、H A C C Pシステムの導入に係るを食品製造施設への助言できる食品衛生監視員を養成するとともに、承認対象外の製造施設に対するH A C C P導入事業の推進を図ります。

(7) 独自のH A C C P認証制度事業の推進（健康福祉部食品衛生室）

現在、総合衛生管理製造過程承認制度の対象となっていない製造者に対して、H A C C Pの考え方に基づく自主的な衛生管理の手法の普及啓発を推進するために、独自のH A C C P認証制度として(社)静岡県食品衛生協会が行っている地域食品衛生管理向上事業を支援します。

【目標値】

	業務内容	管理指標	実績	見込	目標	²² 目標
(7)	「地域食品衛生管理向上事業」承認制度	承認施設数	14 施設	累計 40 施設	累計 60 施設	累計 120 施設

(8) 食の安全に係る関係機関との連携強化

ア 関係部局間の情報の共有化と連携強化

【現状】

食品による事件・事故が多発し、県民の食の安全性に対する信頼は大きく揺らいでおり、生産から流通・消費に至る総合的な食の安全対策の整備が急務となっています。

また、これまでは、事件・事故の発生時には関係する各部がそれぞれ独自に対策を実施し、その結果についての情報交換等は特に行われていませんでした。

そこで、副知事を委員長に庁内関係部局長からなる「しずおか食の安全推進委員会」を設置し、本委員会において基本方針とアクションプランを策定し、生産から流通・消費までの総合的な食の安全確保の推進を図ることとしました。

【課題】

アクションプランに基づく食の安全に係る各事業の推進は、関係各部がそれぞれ行うことから、各事業の進行管理を実施する必要があります。

また、全庁的な食品に係る健康被害に対する健康危機管理体制が不明確です。

【対策】

各部が推進する各事業について、定期的に進行管理を行うとともに、リスクコミュニケーション等によって得られた意見等を踏まえ、必要に応じてプランの見直し等実施します。

全庁的に対策が必要となる事件・事故等の発生時には、委員会が関連情報の収集と共有化を図り、適切な対策のための指揮をとることとします。

また、平時においても関係各部間の情報の共有化を図り、連携を強化していきます。

(ア) しずおか食の安全推進委員会及び幹事会の開催（委員会事務局）

関係各部の各年度の進捗状況を検証し、進行管理を行うため、定期的に委員会及び幹事会を開催するとともに、全庁的に対策が必要となる事件・事故等の発生時には、委員会がその対策についての指揮をとることとします。

【目標値】

業務内容		管理指標	見込	見込	目標	²² 目標
(ア)	しずおか食の安全推進委員会業務の推進	委員会開催回数	年3回	年2回	年2回	年2回
		幹事会開催回数	年2回	年3回	年3回	年3回

イ 関係自治体等との連携強化

【現状】

食の生産から流通・消費に至る過程において、食の安全に関する情報については、これまでもそれぞれの各自治体の同一部門を通じて情報交換を密に行って来ましたが、一方で、他部局の情報を入手するにあたっては時間を要していました。

また、食品の広域流通が進み、食品の事件・事故が発生するとそれに関わる自治体も広域となってきています。

【課題】

消費者の食の安全に対する信頼が揺らぎ、各自治体においても食の安全推進のための全庁的な組織づくりを進めていることから、各自治体との連携強化を図り、情報交換を迅速に行うための体制づくりが必要です。

また、食の安全を推進するにあたっては、県内各市町村や地域で活動する組織、団体との連携も必要不可欠です。

【対策】

複数の自治体にまたがる広域的な食品事故等にも迅速に対応するため、他自治体との連絡体制を構築するなど連携強化を図ります。

また、県内市町村やボランティア、NPOなど地域で活動する団体等とも連携し、消費者等への食の安全に関する情報伝達や正しい知識の普及に努めます。

各自治体との連携

県内各市町村との連携

地域で活動する組織やボランティア、NPO団体との連携

ウ 国への要望等

【現状】

輸入食品は増加の一途をたどっており、世界各国から様々な食品が輸入されている。また、食品流通の広域化も進展している。

このような中、現在、厚生労働省で予定されている食品衛生法の見直しにおいて、輸入食品は国の責務として位置付けており、検査の実施を図るための体制整備、国際的な連携とともに、地方自治体に対する技術的援助等に努めることが明記されています。

【課題】

食品流通の広域化、新しい形態・製造方法の食品の開発など、県単独では解決できない問題が多数発生しています。

【対策】

このことから、輸入食品等の関係情報の提供、食品・添加物等・残留有害物質等の健康被害に関するリスク評価に係る基準設定や食の安全に関して必要となる施策について、必要に応じて要望するとともに、連携の強化に努めます。

国への施策等要望

国との連携の強化